

## 動物用医薬品店舗販売業許可申請

### ア) 動物用医薬品店舗販売業許可申請〈店舗〉

動物用医薬品を店舗において販売し、又は授与する業態です。

店舗管理者として薬剤師がいなければなりません。

ただし、農林水産大臣が指定する医薬品以外の動物用医薬品のみを販売する場合は、店舗管理者として薬剤師に代わり動物用医薬品登録販売者でも販売可能です。

※医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（旧薬事法）：以下、「法」という

	文 書 名	根拠法令等	様 式
申請書 (必須)	・ 動物用医薬品店舗販売業許可申請書	法第26条 動物用医薬品等取締規則 第92条	様式第34号
添付書類	・ 店舗平面図	法第26条第3項の1	
	・ 申請者以外の者を管理者とする場合、店舗管理者の氏名、住所を記載した書類	法第26条第3項の2	参考様式3
	・ 申請者・管理者以外に実務に従事する薬剤師又は登録販売者の氏名、住所を記載した書類	法第26条第3項の3	参考様式3
	・ 販売する動物用医薬品の区分を記載した書類	法第26条第3項の4 取締規則第92条第3項	参考様式4
	・ 店舗以外の場所にいる者に対して動物用医薬品を販売する場合（特定販売） ①その者との通信手段 ②特定販売する動物用医薬品の区分 ③特定販売の広告に店舗名称以外の名称を記載する場合はその名称 ④インターネットを利用する場合はホーム	法第26条第3項の5 取締規則第92条第4項	参考様式5

ページアドレス		
・登記事項証明書（法人の場合）	取締規則第92条第5項	
・薬事に関する業務に責任を有する役員【責任役員】の範囲を示す書類：定款、組織規程（図）又は業務分掌表等（法人の場合）	法関係事務に係る技術的な助言について第2の1	参考様式 1
・薬剤師免許証又は販売従事登録証の写し ・管理者又は管理者以外に薬剤師、登録販売者を雇用する場合は、その者の免許証又は登録証の写し及び申請者とその者の関係を証する書類	取締規則第92条第5項	
・登録販売者を店舗管理者とする場合、実務（業務）経験を証明する書類	取締規則第102条第2項	参考様式 2
・店舗の所在地を示す付近の略図		
・許可手数料（和歌山県証紙） 29,000円		

\* 動物用医薬品店舗販売業の許可申請の際に提出する添付書類を写しで対応できる場合

当該申請に係る許可以外の許可を受け又は申請している場合であって、下記の書類が和歌山県知事に既に提出されている場合は省略できます。

「登記事項証明書」「雇用証明」

ただし、申請書の参考事項として、写しを提出する書類名、原本の提出先を記載すること。

## イ) 動物用医薬品特例店舗販売業許可申請〈特例〉

動物用医薬品のうち知事が指定する品目に限り、店舗において販売し、又は授与する業態です。 ※医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（旧薬事法）：以下、「法」という

	文 書 名	根拠法令等	様 式
申請書 (必須)	・ 動物用医薬品特例店舗販売業許可申請書	法第26条 動物用医薬品等取締規則 第92条	様式第35号
添付書類	・ 店舗平面図	法第26条第3項の1	
	・ 販売する動物用医薬品の区分を記載した書類	法第26条第3項の4	参考様式4
	・ 店舗以外の場所にいる者に対して動物用医薬品を販売する場合（特定販売）、 ①その者との通信手段 ②特定販売する動物用医薬品の区分 ③特定販売の広告に店舗名称以外の名称を記載する場合はその名称	法第26条第3項の5 取締規則第92条第4項	参考様式5
	・ 法人の場合は登記事項証明書 ※当該申請に係る許可以外の許可を受け又は申請している場合で「登記事項証明書」を既に和歌山県知事に提出されている場合は省略できます。	法第26条第3項の6 取締規則第92条第5項	
	・ 販売指定品目一覧		参考様式6
	・ 店舗の所在地を示す付近の略図		
	・ 許可手数料（和歌山県証紙） 29,000円		

※特定販売について

特例店舗販売業は、地域の動物用医薬品入手の利便性向上を目的としていることから、その販売は店舗周辺地域に限定されています。

インターネットを活用した販売は、当該許可の趣旨と異なるため、インターネットを活用した販売を実施する場合は、店舗販売業の許可を取得して下さい。

なお、電話、FAXでの受注販売、新聞やちらしの広告についても地域限定で行って下さい。